

# 会計検査資料

2023

SPRING

4

春

CONTENTS  
No.675

**ピックアップ** 少子化対策 ..... 1

## 特集

令和3年度決算検査報告の概要 ..... 会計検査院 事務総長官房総務課副長 石井 裕二... 6

令和5年次 会計検査の基本方針のポイント

..... 会計検査院 事務総長官房 総務課企画調整室副長 馬上 宏志... 13

第33回公会計監査機関意見交換会議の概要（I 基調講演）

..... 会計検査院 事務総長官房 能力開発官付公会計監査連携室 森 哲治... 18

 **技術参事官の目** 令和3年度決算検査報告（土木系）について

..... 会計検査院事務総長官房 技術参事官 蓮見 有敏... 24

## 検査院ア・ラ・カ・ル・ト

より良き公共事業の執行のために（第58回）

指摘を繰り返さないための方策を 発注者のあなた，受注したあなたへ ..... 福田 健志... 33

けんさ in NEWS 会計検査院人事異動 ..... 38

計 報 ..... 39

## 令和3年度検査報告事例解説

### 新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する検査

●新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について ..... 会計検査院 第5局特別検査課副長 野田 将彦... 40

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策等による政府出資法人の財務等への影響について

... 会計検査院 第5局上席調査官(特別検査担当)付法人財務検査室副長 井出 泰介... 47



## 令和5年次

# 会計検査の基本方針のポイント

会計検査院 事務総長官房 総務課企画調整室副長 馬上 宏志

### 1. 会計検査の基本方針とは

会計検査院は、令和5年次の検査（検査実施期間 4年10月から5年9月まで）に当たり、4年9月6日に「令和5年次会計検査の基本方針」を策定しました。「会計検査の基本方針」（以下「基本方針」といいます。）は、国民の期待に応じて、より時代の要請に合致した検査を実施するために、会計検査院法第12条第1項の規定に基づき、事務総局が所掌する検査事務の一環として、毎年次の検査計画の策定及び検査の実施に当たって準拠すべき基本的な考え方を各検査局課に示達する文書です。このように基本方針は内部向けの文書ではありますが、会計検査院の活動の透明性の確保を図る観点から、平成11年次基本方針以降これを広く一般に公表しており、本年次の基本方針は会計検査院ホームページ（<https://www.jbaudit.go.jp/effort/operation/policy.html>）でも御覧いただけます。

### 2. 令和5年次基本方針のポイント

基本方針では、会計検査院は、社会経済の動向、会計検査院をめぐる状況等を踏まえて、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めることはもとより、検査業務の質の維持・向上に努めることとしています。そして、会計検査に当たって重点を置く主な施策の分野を掲げて、多角的な観点から検査を行うこととし、内部統制の状況に対応した取組や、検査のフォローアップを適切に行うこととしています。また、検査に当たっては、国会との連携を図ることとし、検査能力の向上及び検査業務の効率化を図り、検査を充実させていくこととしています。

以下では、5年次基本方針について、そのポイントをいくつか取り上げて説明することとします。

#### ① 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

最近の我が国の社会経済の動向等と会計検査院をめぐる現状について、4年度予算の内容、財政状況等を踏まえて記述しています。

#### ② 重点的な検査

5年次においては、4年次に引き続き、社会保障、教育及び科学技術、公共事業等の九つの分野に重点を置いて検査を行うこととしています。

#### ③ 新型コロナウイルス感染症対策に関する各種の施策についての検査

新型コロナウイルス感染症対策に関する各種の施策については、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行うこととしています。

#### ④ 多角的な観点からの検査

基本的な会計経理の検査等の正確性及び合规性の観点からの検査を引き続き十分行うとともに、近年の厳しい財政状況にも鑑みて、経済性、効率性及び有効性の観点からの検査を重視していくこととして、特に、有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果について積極的に取り上げるように努めて、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題があれば原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策を検討することとしています。

#### ⑤ 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部監査、内部牽制等の

内部統制の実効性に十分留意することとし、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行うこととしています。

## ⑥ 国会との連携

国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する国会からの検査要請は、平成17年6月から令和4年9月までで50件に上っており、要請の趣旨を十分踏まえて的確な検査に努めることとしています。また、国会における決算審査の充実に資するために、随時の報告として国会及び内閣に対して平成18年7月から令和4年9月までに107件の事項を報告してきており、検査結果を適時に報告するよう、引き続き随時の報告を積極的に行うように努めることとしています。

## ⑦ 検査能力の向上及び検査業務の効率化

社会経済の複雑化や新型コロナウイルス感染症等による社会環境の変化とそれらに伴う行政のデジタル化推進の取組等に対応して、新しい検査手法の開発を行うなど不断の見直しを行って、検査

能力の向上及び検査業務の効率化を図ることとしています。すなわち、リモートによる検査手法の活用を始め検査業務における情報通信技術の一層の活用等により、検査対象機関の事務・事業の全般について検査の一層の充実を図ることとしています。また、業務の効率化等を通じて、あらゆる職員が活躍できる職場環境の整備を推進し、人材の確保・育成、ひいては検査能力の維持・向上に資するよう努めることとしています。

## ⑧ 的確な検査計画の策定

基本方針に基づき、会計検査をより効率的かつ効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより検査を計画的に行うこととしています。そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的、弾力的に対応して、検査の拡充強化を図ることとしています。なお、新型コロナウイルス感染症による検査対象機関への影響等に適切に配慮することとしています。

(○数字を付した下線部は本稿中の説明と対応)

# 令和5年次会計検査の基本方針

(令和4年9月6日策定)

会計検査院は、令和5年次の検査（検査実施期間 4年10月から5年9月まで）に当たって、社会経済の動向等を踏まえつつ、会計検査をより効率的かつ効果的に行い、会計検査院に課された使命を的確に果たすために、令和5年次会計検査の基本方針を次のとおり定める。

## 1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。  
会計検査院は、国の収入支出の決算を全て毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。  
会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

## 2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、自然災害の頻発化・激